

播磨町電気自動車普及促進事業 特記仕様書 2

この仕様書は、播磨町（以下「町」という。）において令和5年度に発注する播磨町電気自動車普及促進事業に関する「公用自動車（軽・電気自動車）納入」の仕様について定めるものとする。

1. 案件名 「公用自動車（軽・電気自動車）納入」
2. 納入場所 播磨町役場第1庁舎公用車駐車場（住所：播磨町東本荘1丁目5番30号）
3. 品名・数量 軽・電気自動車（以下「当車両」という。） 1台
4. 提出書類
 - (1) 受託者は、納入にあたり事前に町と細部の打合せを行い、次の書類を1部提出し、承認を得ること。
 - ア 工程表
 - イ 自動車諸元表
 - ウ 取付品関係図書（パンフレット等）
 - エ その他町が必要と認めるもの
 - (2) 受託者は、完成車納入時に次の書類を各2部（正副1部ずつ）提出すること。
 - ア 各種取扱説明書 1式 ※当車両へは別に1式積載すること。
 - イ 契約金明細書（納品内訳書） 1式
 - ウ 自動車諸元表 1式
（完成車の両側面、前方及び後方カラー写真を貼付したもの）
 - エ 点検記録簿 1式
 - オ 仕様書 1式
 - カ その他町が必要と認めるもの 1式
5. 規格等

本仕様書に明記されているもの以外はメーカー公表の標準仕様とすること。

1	車両形式	軽自動車（※新車に限る）
2	寸法・形状・定員	全長：3,400mm以下、全幅：1,480mm以下、全高：1,920mm以下 ドア数：3～5枚、定員：4名
3	走行性能	<ul style="list-style-type: none"> ・一充電走行距離：180km以上 ・原動機：交流同期電動機
4	駆動用バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池 ・総電圧：330V以上 ・定格出力：20kWh以上
5	車体色	・ホワイト系
6	充電・給電機能	<ul style="list-style-type: none"> ・AC200V用の充電用ケーブルが装備されていること ・可搬型給電器又はV2H放充電設備を利用し、給電が可能なこと

6. 取付品等装備

当車両の取付品及び付属品は次のとおりとし、全て新規製品であること。

1	エアバッグ	運転席、助手席
2	ABS+ブレーキアシスト	
3	パワーステアリング	
4	パワーウインド	運転席、助手席
5	エアコン	
6	フロアマット	全席
7	サンバイザー	前席
8	ドアバイザー	フロント、リアともに両側
9	キーレスエントリー	
10	コントロールボックス付き 充電ケーブル	AC200V、15A、5m以上

(注)

- (1) ケーブル類の配線については、車両運用上支障のないように行い、貫通部分及び配線止めには必ず緩衝物を用い、摩耗損傷を防止するとともに、雨水等の対策を行うこと
- (2) 本仕様書を十分に検討し、記載のない細部事項又は、疑義ある場合は、町と協議すること。
- (3) 作業中に、受託者の責により生じた事故及び車両等の損傷は、受託者が責任を負うこと。

7. 塗装及び文字

- (1) 車体左右に、黒色で「播磨町」とゴシック体にて表示する。
- (2) 車体左右に、黒色で「企業版ふるさと納税」、緑色で「株式会社ダイセキ寄贈」とゴシック体にて表示する。

8. 検査

- (1) 検査は、完成検査を行う。
- (2) 完成検査として、当車両について町が実施する総合的な検査を行い、その結果不具合と認められた個所については、直ちに修正又は取替えの上、再検査を受けるものとする。

9. 補足

- (1) 納入数 1台 ※新車に限る。
- (2) 納入期限 令和6年5月31日(金)
※充電器の設置工事完了となるべく時期を合わせること。
- (3) 車両の保管場所
播磨町役場第1庁舎公用車駐車場（住所：播磨町東本荘1丁目5番30号）
- (4) 諸経費
検査・登録関係申請手数料、自動車リサイクル料の一切を含むこと。
ただし、自動車重量税、自賠責保険料については別途支給する。

10. その他

- (1) 当車両は、この仕様書に定めるほか、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合したものとすること。
- (2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合、又は変更を必要とする場合は、その都度すみやかに町と協議し、承認を得ること。
- (3) 保証期間は納入から 1 年とし、この期間に発生した事故で明らかに製作上の不備と思われるものについては、無償で修理または取替をすること。また、保証期間後であっても設計不良、工作不良あるいは材料不良に起因する不適合箇所が発生した場合には、無償で修理または取替をすること。
- (4) 納入時、燃料（充電）は概ね満量としておくこと。
- (5) 上記に関する派遣者等の諸経費の一切は、受託者が負担するものとする。